

Title	大工頭中井家文書(五)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family (V)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.4 (1967. 3) ,p.119(563)- 130(574)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670300-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670300-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

大工頭中井家文書 (五)

中井信彦  
高橋正彦

〔九〇〕 吉野北山国役大鋸積書

吉野北山ニ而御国役大鋸にて被申候御材木数之事

一 式百廿七本 三間木 八寸角

一 六百七拾三本 三間木 七寸角

一 六百四十三本 三間木 六寸角

此内拾五本ハ二丁かけのへて高ニ上申候、

一 六拾九本 三間木 壹尺二寸

一 五十八本 三間木 是間壹尺  
(はば一尺三寸  
あつき八寸)

一 四百七拾式本 二間木 五寸角

一 五百廿四本 二間木 六寸角

一 式千八拾壹本 二間木 四寸角

此内千拾八本ハ二丁かけのへて高ニあけ申候

〔中井家文書〕

ひの木 合四千七百四拾七本ハ 新宮へ下ス

一 五拾三本 三間木 七寸角

一 拾本 三間木 六寸かく

一 参本 三間木 八寸角

一 拾七本 二間木 五寸角

一 壹本 三間木 壹尺式寸

合八拾四本者 但是ハ山ニ御座候

一 三千枚 長さ七尺 杉板大わり

但是者山ニ御座候

木数惣合七千八百三拾壹本者

四月六日ヨリ拾月迄ニ 国役大鋸

右人数合壹万五千五百八拾五人 但一人ニ付 日二升づつ

此米式百参拾壹石七斗

葉里人数合千二百九拾三人 但一人ニ付 一日ニ七合づつ

此米九石五升壹合

かたみち人数合百三十五人 但壹人ニ付而 一日ニ五升宛

此米六石七斗二升九合

五十石二石五斗二升 人足へ渡  
三口米合式百四拾六石七斗五升一合  
××××××××××

慶長十年十二月三日

中井藤右衛門尉殿

大か 作右 (印)

杉本仁左右衛門尉殿

同 次右 (印)

山上久左衛門尉殿

〔九一〕 内藤忠次書状 (折紙)

以上

源右被罷下付而御状具令披見候、然者其元御普請早々出来申候由御手柄無申計候、増上寺本堂も去廿六日吉日之由にて柱立被仕候、唯今かうりやうあけ申候、万事棟梁衆晴ニ被入候間可有御心安候、猶期後音之時候条不能具候、恐惶謹言

霜月十三日

(内藤) 内若狭守 忠次 (花押)

中井大和様

御報

〔九二〕 増上寺使僧存虎書状 (折紙)

以上

以書状申上候、仍御本尊御念入出来申候、いかにも 国師様御喜悦被成候、随而本堂儀者板倉伊賀守様可然様 国師様御申上被成候間、伊賀守様御談合被成能様被成候 而被進上候、御煩氣由承無御心許候哉、国師様御氣相一段にて御座候間可御心易候、恐惶謹言

三月六日 存虎 (花押)

(ウツ書) 存虎

中井大和様

人々御中

〔九三〕 板倉勝重書状 (折紙)

以上

土左馬助殿を廿六日吉日之由具承届候、然者廿六日二早

々被越候而所をも相定繩をもはり又立候家之書立をも被致尤候、猶其節可申入候、恐々謹言

七月廿四日

板伊賀守

勝重 (花押)

中藤右殿

御返報

〔九四〕 本多正純書状 (折紙)

(ウツ書) (異筆)  
「十六らかんのふみ」

急度申入候、仍而増上寺山門之釈迦遅出来之由自国師被仰上付而早々急可申之由 御錠候間稼可被申候、為其申入候、恐々謹言

十二月十八日

本上野介

正純 (花押)

中井太和守殿  
(ママ)

〔九五〕 後藤光次書状 (折紙)

猶々十六羅漢之釈迦早速御急候て御下可有候、猶少き

「中井家文書」

つく被仰出候間、其御心得可有之候へと、此状我等宿へ御届候て可申候、頼存候、已上

態次飛脚にて申入候、然ハ増上寺十六羅漢之釈迦遅出来申由にて 御機嫌悪候何とて御油断ニ候哉、其仏師籠へ入候へ由 御錠被成候間けに、左様ニ遅出かし候ハ、きつく御しかり可有候、為其上野殿より御状被遣候、必御油断有ましく候、正月ハとかく急御下候て御尤ニ候、なこやノ御登者本ハ有間しく候間必御下候て御尤ニ存候、恐惶謹言

極月十八日

後庄三郎

光次 (花押)

(異筆)  
「十六らかんのふみ」  
中和州様  
参

〔九六〕 正誉廓山書状 (折紙)

猶々、大御所様御機嫌能御座候而万端被得 御錠御上之由珍重ニ存候、万々期面談之時候間早々以上  
遠路預飛札候如来意経蔵之儀被入御念被仰付候故結構ニ

(五六五)

一一一

出来申候由被仰候而国師一段被成祝着候、定而 (家康) 大御所

様も被成御覽候ハ、可被成御祝着候、随而大工右衛門助

事对国師被成免許候由懸ニ披露申候へ者一人忝思召候、

拙子方も能々御礼可申之由被仰付候、彼者早々罷上り礼

おも申度由申候へ共国師之作事ニ取懸罷有候間不能其儀

候、将亦拙子も南都へ可罷上之由 大御所様被仰付候

間、近日罷上候、方々以面談可申述候間不能詳、恐惶謹

言

(慶長十八年)

九月廿五日

正誉 (花押)

(ウツ書)

廓山

中大和守殿

御報

〆

〔註〕①観智国師に師事し、後元和八年、その跡をうけて増上

寺住持となる。

〔九七〕 神五兵衛書状 (折紙)

以上

(増) 僧上寺御普請出来候而等梁衆登申候間一書申入候、然者

將軍様一段御機嫌之事候之間可有御心易候、大御所様御

上洛にて万事取籠令推量候、委細爰本之様子両三人可申

候間不能詳候、恐惶謹言

卯月二日

神五兵衛

□ (花押)

中大和守様

人々御中

〔九八〕 観智国師源誉書状 (折紙)

此中者久々無音申候、仍本堂建立出来無残所候、御次も

御座候者、將軍様へ被達上聞頼入候、貴殿御手透者有之

間敷候へ共、何懸御目度候、棟梁共隙明候間、御暇申罷

登度之由申事候、万端 御前御取成頼入候、恐々謹言

三月廿八日

観智国師

源誉 (花押)

(ウツ書)

増上寺

本多佐渡守殿



九八号文書 観智国師源誉書状

〔九九〕 本多正信書状（折紙）

猶以 大御所様其地にて諸事可被仰付候条さそく御  
心安御座候ハんと推察申候、不及申候へ共上野介ニ諸  
事可被仰談候、以上

先日ハ御懇書預御音信ニ候、則御報申候キ、然者増上寺  
ニ被残置候大工衆無残所出来仕 御前御仕合能被罷上  
候、国師方拙者所へ之尊書為御披見之進覧申候、爰元之  
様牀委大工衆可被申達之条不具候、恐々謹言

卯月朔日 本佐渡守 正信（花押）

中井大和守様  
人々御中

〔一〇〇〕 観智国師源誉書状

先日者書中之趣令披見候、仍本堂建立無残所候、三人之  
棟梁衆入精被申付候、残所之建立之儀貴殿頼入候間重被  
得 御意打続作事成様之儀任置候、委細三人之棟梁衆申

含候間、不能詳候、恐々謹言

觀智国師

卯月三日 源誉 (花押)

(ウツ書)  
増上寺

中井大和守殿

〔一〇一〕 中井正清書状 案

(ウツ書)  
右折紙にて申上候覚之事

一 伏見御本丸西丸御普請ニ付者国役の大工ニて被仰付候、此通和州大工衆へ申聞候へハ御給人方ハ百姓役被仰付候間国役ハ一日も仕間敷と申上候事

一 此指引庄屋と不相濟故ニ去年当年国役国中ハ一日も不仕候事

一 大工衆と百姓衆との年貢合之儀御引合被成大工衆之御年貢之儀者大工衆内ハ運上仕候者申事有間敷候事、

一 万庄屋私成事を申大工衆いたため申事ハ具ニ大工衆書付に御座候間よく可被仰付候事

一 色々此地にて国中之大工御知行之内大工衆呼寄重而之

出入ハ如此可申候間、先国役を仕候へと申付候へ共中々請合不申候間大分之役儀之御事ニ候間我等の分ニても難成候条、市正様(片桐且元)ハ可然様ニ被仰上候而可被下候、以上

後八月二日

中井藤右衛門(正清) (花押)

津忠右様  
城新右様  
牧五右様

参

〔一〇二〕 田 助右衛門書状 (折紙)

猶々羽三左殿へ御成ニ付而早天ハ被参候間只今ハ有無之御返事不申候、今一兩日遅候共御待あるへく候、庄や手前相究候て、それハ市正へ段々申聞様子貴殿へ御談合可申候、委ハ此御使三人へ申渡候、以上

如御状先日者豊国御神事之刻、切々申承本望之至存候、其後以書状成共可申入処不得寸隙故不能其儀背本意存候、仍和州平群郡大工衆田地役出入ニ付 公方様御奉行衆へ書付上可申旨候を内々にて市正無御等閑付而御しら

せながら御理之段尤御心付と存事ニ候、併先年大坂御本丸御作事之刻も大閣様得市正平百姓と大工杣衆夫役之儀、被得御意候処大工役之儀八年中ニ卅六日田地過分ニ相抱候大工八平百姓役儀半分可申付旨被仰出候故、和泉・河内・摂津国などハ先々其通ニ候、定而左様之義を以、下代衆被申付と推量申候、何も法隆寺庄屋召寄、拙子相尋、重而自是可申入候、委曲御使へ申渡候、恐々謹言

後八月五日 田助右衛門  
直□(花押)

中藤右さま  
貴報

〔一〇三〕 後藤光次書状(折紙)

猶々此衆急罷下候間、早々御急候て可被遣候、以上  
五三日者我等も相煩御前へも不罷出候、今日始而致出仕候、仍江戸御殿之御金物之注文越申候間貴殿ニ而二条之御金物と御引合候てねたん高候と御申可被成候、惣積を以も御申可被成候、貴殿へ可申入之由御前へも申上

〔中井家文書〕

候所、藤右衛門ニ見せ候而ねたん積させ候而京伏見之ねたんニ少駄賃以下程高様ニつもらせ候へ之由、御錠候間其御心得候而、飭屋衆も不致迷惑様ニ又ハ高直ニも無之様御積可被成候、恐々謹言

六月十日 後庄三  
光次(花押)

中藤右様  
人々御中

〔一〇四〕 畔柳寿学書状(折紙)

猶々、伊賀八満宮(マツミ)之儀万事之入目うけ取ニ仕候間御定候而可被下候、以上

其以来者書状以も不申入候、仍御氣相悪敷御座候由及承如何と無御心元存候処ニ御平噓被成之由目出度存候、然者江尻橋一段と見事ニ早々出来申御機嫌能御座候条、御心安可被思召候、随而三州伊賀八幡宮之御建立浜松大工仕候、誰そ被仰付為御見被成入目御究候而可被下候、貴殿無御存知候へハ御勘定ニ立申間敷候間、扱申入候、

(五六九) 一二五



八木之儀ハ先々百八拾石借シ申候、何にも奉頼殊無他候、爰元相応之御用等被仰付候者可為本望候、恐惶謹言

畔寿学

極月十五日

□(花押)

中大和守様

人々御中

〔一〇五〕 畔柳寿学書状 (折紙)

猶々被入御情御取遠路御下祝着申候、以上

宮本太兵衛所へ御越之御状披見申候、仍中大和殿御煩氣之由如何候無御心元存候処ニ大形御平諭被成之由目出存候、然者戌亥兩年之小買物之御裏判之手形四枚慥請取申候、誠中井和州殿御氣相悪敷御座候時分被入御情御取給候事一段と満足存候、爰元へ御下之時分具御礼可申入候、宮本太兵衛も御報可申入候へ共古庄村橋之普請ニ罷有候故無其儀候、恐惶謹言

極月十五日

畔寿学

□(花押)

柴重右衛門殿

(五七〇) 一三六

〔一〇六〕 鈴木近江長以書状 (折紙)

猶以万事御取籠にて御座可有候へとも、此度相濟不申候へハ何とも罷不成候間、御才覚頼申候、銀子之手形出申候ハ、貴様之御人なりとも又ハ又五郎殿人成共御もたせ候て可被下候、偏々ニたのみ申候、以上

一書申入候、仍和州様路次中何事無御座御上り付被成候哉、無御心元奉存候、御ひまも候ハ、可然様ニ可仰上候、將亦先度申候仙波本堂之入目之義、銀子之高四拾八貫式百四拾目の和州様御くら判にて御座候、此内三拾貫目先度請取申候、残る拾八貫式百四拾目之銀子相渡り申候様ニ其元御才覚被成へく候、幸伊丹喜之助殿其元ニ御座候間御極候様ニ和州様江御物語可有候、若銀子之儀相濟申候ハ、御大儀ニ御座候共、貴殿の人を忝人切手ニ相そへ御越候而可被下候頼申候、何事もく重而可申入候、恐々謹言

鈴木近江

七月十日

長以 (花押)

松等安様

人々御中

〔一〇七〕 中井正清書状 案 (折紙)

以上

急度申入候、其元鍛冶衆如前々役義仕候へと 御意候、何ニ而も此方被仰付次第壹人も無相違可申触候、若御代官衆役人方諸役之儀被申付候共、大公儀御役仕候上者前之ことく諸役之儀可為御免許候、以上

申二月十五日 中井大和

近江

鍛冶衆

参

〔一〇八〕 板倉勝重 米津親勝連署書状

(折紙)

猶々札かつこう御見合可然様ニ御調可給候、以上

〔中井家文書〕

一筆申入候、京も関東迄路次中駄賃定候札宿々ニ立可申由ニ候、札木百拾枚入候間長さ広さ寸を取進候、御調可給候、あまおゝいハ札書候て後にうちつけ可申候、又ばうも札之數ほど入可申候間其御心得候て御調可有候、恐々謹言

七月三日

板伊賀守

勝重 (花押)

米清右衛門

親勝 (花押)

中井大和殿

まいる

〔ツツ書〕 (異筆)

「いか殿

清右殿兩人を 定するかの  
せいさつのふみ」

〔一〇九〕 板倉重宗書状 (折紙)

猶々爰元御作事之御用ニ候間路次をも無御油断早々御下可然存候、以上

(五七二) 一二七

幸便之間一筆申入候、仍貴殿来廿日時分ニ其元可有御立候由御年寄衆達候而被仰候間、此飛脚參着次第早々可有御下候、御上落も弥必定ニ御座候間、早々御下尤存候、為御心内如此申入候、恐惶謹言

正月八日

板周防守  
重宗 (花押)

中井大和様  
参

〔一一〇〕 板倉勝重書状 (折紙)

猶々御作事之義御年寄衆御相談次第ニ信州迄具可承候、以上

急度次飛脚ニ而申候、大御所様八月ニハ被成御上洛由駿府御年寄衆方申来候、然処二条 御所御殿其方如存知ニ何も破損之所多在之事ニ候間、其許御年寄衆へ御伺候而御作事被仰付候様ニ可被得御意候、従前庵不被仰付候者俄ニハ難成存候間為御意得如此ニ候、将亦大仏鐘鑄当十六日ニ在之由大坂方申来候、定而其元へも片市正殿方可

被仰越候、猶爰元相替義無之候間可御心易候、恐々謹言

卯月十二日

板伊賀守  
勝重 (花押)

中大和守殿

〔一一一〕 板倉勝重書状 (折紙)

猶々其元御年寄衆御相談候而、早々次飛脚ニ而可承候、以上

先日者二条御作事之儀付而駿府迄以書状申入候、于今其元御逗留之由信濃被申候間重而申入候、八月者 大御所様御上洛可被成由從駿府被 仰下候間二条之御殿破損之所ふき直候儀如何ハん哉、くれ木なども從大津も取寄せ可申候哉、其地御年寄衆御相談候而次飛脚ニ而具可承候、箱棟なども損候所ハ板を調申事候、猶從信州具可被申入候条不能詳候、恐々謹言

(慶長十九年)  
卯月廿二日

板伊賀  
勝重 (花押)

〔異筆〕  
「いたくらとのふみ」

中井大和守殿

〔一一二〕 板倉勝重書状（折紙）

猶々伏見石垣御作事申候、早々出来申候、只今ハ内造  
作之事候、御下前ハ尽出来可申候、以上

去廿六日之書状当月三日参着則披見申候、其地御造作之

様子被申上候通、（本多正純）本上州我等御 耳ニ立申候処ニ一段之

御機嫌にて候、貴所ハ作事所皆ハ遅候へ者、早々出来之

由一段被成御満足候、弥々無油断様尤候、爰元之儀も五

左衛門昼夜走廻被申候、弥無油断様ニ我等申事候、駿州

へ之大工之儀も申上候へハ上様此以前ハ爰元之大工越候

儀ハ無用由被 仰出候、次二十九日ニハ伏見を被成御立

候、可有其御心得候、又此ふみ周防所（板倉重宗）へ御届候て可被下

候頼申候、恐々謹言

九月四日

板伊賀守  
勝重（花押）

〔中井家文書〕

中井大和守様

御報

〔一一三〕 土井利勝書状（折紙）

鍛冶衆罷下候、何も仕合残所無之候間可御心安候、将亦  
釘かすかいか物其外万事右之鍛冶衆と相談致候而申付  
候間可御心安候、（カ）来春者やがて御下待入候、猶期後音之  
時候間不能具候、恐々謹言

十一月廿六日  
土井大欣助  
利勝（花押）

中井大和守殿

人々御中

〔一一四〕 五味金十郎書状

尚以於 御前ニ御取成之義日本之神（カ）そ恭次第紙面ニ難  
申上候、何も罷下之節可得御意候、以上

先度者又三郎方爰元無御心元被思召由にて被遣候、誠以  
被入御念段恭次第奉存候、於御前も此地骨折申候段御取  
成被成被下候由過分奉存候、此度之儀ハ其様御差引を請

（五七三） 一一九

申候間、弥々 御前之儀貴様御頼より外無他候、此方之様子又三郎方口上ニ可被申上候条不能一二候、恐惶謹言

七月十三日 五味金十郎  
安能(花押)

中大和守様  
人々御中

〔一一一五〕 千村平右衛門尉、五味金十郎連署

書状(折紙)

尚以、其元万事御取籠奉察候へ共此方近日仕廻申候間何事も思召之通委可被仰下候、偏ニ奉頼候、以上

態以飛札令啓上候、然者先書ニ如申入壺番木之儀ハ遠州へ参着申候、二番木は七日ニ式千丁余渡入仕、川流し之儀も無油断申付候、残御材木之事も来廿四五日時分者渡入仕払、爰元仕廻可申かと存候、此地之儀随分無油断相稼申候条御心安可被思召候

一右之御材木ね段之事大方書付仕又三郎方ニ進之候へ共懸塚湊舟之手廻為見分之彼地へ被参候間其元へ参着之儀

遅々可申かと存以飛脚を得御意候、此旨疾々可得御意処ニ爰元方遠州迄之河流し日用之入目万かんかい仕可然様ニ致相談其上可申上と存遅々仕候

一此度書付仕進候弥程之儀大鋸取ニ仕、日用之人足にて出し申候積、又者此以前之御買木之積を以大方是程ニも御座候てやすき木ニも当可申かと存候、併是ハ其様へ先得御内申儀候間其元まで御沙汰者御無用ニ被成思召之通具ニ御差引奉頼候

一右書付代米之内三ヶ二程先相渡し申候、残所者米定不申候ニ付而相ひかゝ申候、右方被仰渡候間木暮へも同事ニ相請仕候へ共木暮之儀も未ね段定不申候由ニ候、委曲ハ御報奉待候、恐惶謹言

七月十三日 五味金十郎  
(花押)

千村平右衛門尉  
(花押)

中大和守様  
人々御中